取 扱 基 準

補助区分 運営費補助■ 事業費補助□ 地域住民等のボランティアが掃除、ゴミ出し、洗濯、調理、買い物、電球交換等日常の区りことに対する支援を実施する場合、その実施主体に対して運営経費等の補助を行う。 数値化■ 非数値化□ 住民主体の訪問型生活支援実施主体数 33 団体 (目標が数値でない場合の評価方法〉 ※補助命等交付申請者の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。 ・初期費用:事業立ち上げの初年度に要する経費 (消耗品費、印刷製本費、備品購入費等) ・運営経費・事業に係る経費 (消耗品費、印刷製本費、役務費、会場使用料・家賃、サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし、従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1主体につき上限 200,000 円、運営経費:年額上限1主体につき20,000 円×実施月数 及びその算定方法 又は補助率 補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。 開始時期 令和5年4月1日 評価の時期 令和5年4月1日 評価の時期 令和7年9月30日 令和8年3月31日 終 期 (終期が3年を超える場合の理由) (内容) 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 「媒体」 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電話 025~226−1281 eーmail houkatsucare@city.niigatalg.jp	名 称	住民主体の訪問型生活支援補助金
電球交換等日常の因りごとに対する支援を実施する場合,その実施主体に対して運営経費等の補助を行う。 数値化■ 非数値化□ 住民主体の訪問型生活支援実施主体数 33 団体 〈目標が數値でない場合の評価方法〉 ※補助金等文付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。 事業者が多数の場合,ホームページでの公表ができないことがあります。その際は直接担当課にお問い合わせください。 ・初期費用:事業立ち上げの初年度に要する経費 (消耗品費,印刷製本費,備品購入費等) ・運営経費:事業に係る経費 (消耗品費,印刷製本費,後務費,会場使用料・家賃,サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし、従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1主体につきと限 200,000 円・運営経費:年額上限 1主体につきとのの00円・運営経費:年額上限 1主体につきののの0円・運営経費:年額上限 1 主体につきのの0円・運営経費:年額上限 1 主体につきのの0円・実施月数 及びその算定方法 又は補助率 「機助等業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。 開始時期 令和5年4月1日 令和7年9月30日 令和8年3月31日 終期 (内容) 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 「媒体」 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電話 025~226~1281	補助区分	運営費補助■事業費補助□
主体に対して運営経費等の補助を行う。 数値化■ 非数値化□ 住民主体の訪問型生活支援実施主体数 33 団体 (目標が数値でない場合の評価方法> ※補助事業者 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。 ・初期費用:事業立ち上げの初年度に要する経費 (消耗品費、印刷製本費、備品購入費等) ・運営経費・事業に係る経費 (消耗品費、印刷製本費、後務費、会場使用料・家賃、サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし、従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につきと限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につきとのののの円・運営経費:年額上限 1 主体につきを表示を対している。 別始時期 令和5年4月1日 評価の時期 令和5年4月1日 終期 (終期が3年を超える場合の理由) イ補助事業者による情報の公表 [媒体] 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電話 025-226-1281		地域住民等のボランティアが掃除, ゴミ出し, 洗濯, 調理, 買い物,
世民主体の訪問型生活支援実施主体数 33 団体 住民主体の訪問型生活支援実施主体数 33 団体 (目標が数値でない場合の評価方法〉 *補助事業者 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。 ・初期費用:事業立ち上げの初年度に要する経費 (消耗品費、印刷製本費、備品購入費等) ・運営経費:事業に係る経費 (消耗品費、印刷製本費、役務費、会場使用料・家賃、サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし、従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につきとし、役事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき上限 300,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:本部上取り 1 全体につき上限 200,000 円・運営経費:本部上取り 1 全体につき上限 200,000 円・運営経費:本部上取り 1 全体につき上限 200,000 円・運営経費:本部上のものである場合の理由) (内容) 補助事業者による情報の公表 (対対) ・検別が3年を超える場合の理由) ・知の名を超える場合の理由) ・知の音を表示 ・「はないことがあります。 ・対対の場合に対するとは、対対の音を表示 ・「はないことにより、対対の音を表示 ・「はないことにより、対対の音を表示 ・「はないことにより、対対の音を表示 ・「はないことにより、対対の音を表示 ・「はないことにより、対対の音を表示 ・「はないことにより、対対の音を表示 ・「はないことにより、対対の音を表示 ・「はないことにより、対対の音を表示 ・ はないことにより、対対の音を表示 ・ はないことにより、はないにより、はないのはないにより、はないのにより、はないにより、はないにより、はないのにより、は	補助金の概要	電球交換等日常の困りごとに対する支援を実施する場合, その実施
日 標 住民主体の訪問型生活支援実施主体数 33 団体 〈目標が数値でない場合の評価方法〉 ※補助事業者 ※補助事業者 ・ 事業者が多数の場合、ホームページでの公表ができないことがあります。 その際は直接担当課にお問い合わせください。 ・ 初期費用: 事業立ち上げの初年度に要する経費		主体に対して運営経費等の補助を行う。
目標		数値化■ 非数値化□
# 補助事業者	目標	住民主体の訪問型生活支援実施主体数 33 団体
#		〈目標が数値でない場合の評価方法〉
その際は直接担当課にお問い合わせください。 ・初期費用:事業立ち上げの初年度に要する経費 (消耗品費,印刷製本費,備品購入費等) ・運営経費:事業に係る経費 (消耗品費,印刷製本費,役務費,会場使用料・家賃,サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし、従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につきとの,000 円×実施月数 及びその算定方法又は補助率 ・補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由ト補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。 開始時期 令和5年4月1日 評価の時期 令和7年9月30日 ・和8年3月31日 終期 (終期が3年を超える場合の理由) (内容) ・当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 「媒体」 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電話 025-226-1281		※補助金等交付申請書の提出があった事業者の情報について公表します。
・初期費用:事業立ち上げの初年度に要する経費 (消耗品費,印刷製本費,備品購入費等) ・運営経費:事業に係る経費 内容 (消耗品費,印刷製本費,役務費,会場使用料・家賃,サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし,従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限1主体につき 20,000 円×実施月数 及びその算定方法又は補助率 (補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由〉補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。 開始時期 令和5年4月1日 評価の時期 令和7年9月30日 令和8年3月31日 終期 (終期が3年を超える場合の理由) (内容) 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 「媒体」 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電話 025-226-1281	補助事業者	事業者が多数の場合,ホームページでの公表ができないことがあります。
(消耗品費,印刷製本費,備品購入費等) ・運営経費:事業に係る経費 (消耗品費,印刷製本費,役務費,会場使用料・家賃,サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし,従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につきと収 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につきと収 200,000 円×実施月数 及びその算定方法 又は補助率 ・補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が1/2を超える場合の理由ト・補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。 開始時期 ・ 令和5年4月1日 評価の時期 ・ 令和7年9月30日 ・ 和8年3月31日 ・ 終期 ・ (終期が3年を超える場合の理由) ・ 国該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 ・ 「媒体」 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電話 025-226-1281		その際は直接担当課にお問い合わせください。
・運営経費:事業に係る経費 (消耗品費,印刷製本費,役務費,会場使用料・家賃,サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし、従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき 20,000 円×実施月数 及びその算定方法又は補助率 (補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由〉補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。 開始時期 令和5年4月1日 評価の時期 令和7年9月30日 令和8年3月31日 終期 (終期が3年を超える場合の理由) 「内容」当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示「媒体」広報チラシ・ホームページ等福祉部地域包括ケア推進課電話 025-226-1281		・初期費用:事業立ち上げの初年度に要する経費
内 容 (消耗品費,印刷製本費,役務費,会場使用料・家賃,サービスの利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし,従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円・運営経費:年額上限 1 主体につき 20,000 円×実施月数 及びその算定方法 又は補助率 (株助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由ト 補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。 開始時期 令和5年4月1日 評価の時期 令和7年9月30日 令和8年3月31日 終 期 (終期が3年を超える場合の理由) 「内容」 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 「媒体」 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電 話 025-226-1281		(消耗品費,印刷製本費,備品購入費等)
の利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし、従事者への人件費等の直接経費は除く。) ・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円 ・運営経費:年額上限 1 主体につき 20,000 円×実施月数 及びその算定方法 又は補助率 ・(補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由・ 補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。 開始時期 ・ 令和5年4月1日 評価の時期 ・ 令和7年9月30日 ・ 令和8年3月31日 ・ 終期 ・ (終期が3年を超える場合の理由) ・ (内容) ・ 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 ・ 「媒体」 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 ・ 電話 025-226-1281	補助対象経費の	・運営経費:事業に係る経費
###	内容	(消耗品費, 印刷製本費, 役務費, 会場使用料・家賃, サービス
・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円 ・運営経費:年額上限 1 主体につき 20,000 円×実施月数 及びその算定方法 又は補助率 (補助額が5万円未満,又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由>		の利用調整を行う者にかかる人件費等。ただし、従事者への人件
 補助額 及びその算定方法 又は補助率 (補助額が5万円未満、又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由〉 補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。 開始時期 令和5年4月1日 評価の時期 令和8年3月31日 終期 (終期が3年を超える場合の理由) (終期が3年を超える場合の理由) (内容) 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 「媒体」 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電話 025-226-1281 		費等の直接経費は除く。)
横助額 及びその算定方法 又は補助率		・初期費用(初年度のみ):1 主体につき上限 200,000 円
スは補助率 補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不可欠となっている。	補助額	・運営経費:年額上限 1 主体につき 20,000 円×実施月数
可欠となっている。		〈補助額が5万円未満,又は補助率(実行補助率を含む)が 1/2 を超える場合の理由〉
開始時期令和5年4月1日評価の時期令和7年9月30日令和8年3月31日(終期が3年を超える場合の理由)補助事業者による情報の公表[内容] 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 [媒体] 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電 話 025-226-1281	又は補助率	補助事業者の財政基盤が脆弱である場合が多く、少額でも必要不
評価の時期令和7年9月30日 令和8年3月31日終期(終期が3年を超える場合の理由)補助事業者による 情報の公表当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示(媒体) 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電 話 025-226-1281		可欠となっている。
検期令和8年3月31日(終期が3年を超える場合の理由)補助事業者による情報の公表当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示(媒体) 広報チラシ・ホームページ等福祉部 地域包括ケア推進課 電 話 025-226-1281	開始時期	令和5年4月1日
終期 (終期が3年を超える場合の理由) (内容) 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 情報の公表 (媒体) 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電 話 025-226-1281	評価の時期	令和7年9月30日
(内容)		令和8年3月31日
補助事業者による 情報の公表 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 [媒体] 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電 話 025-226-1281	終期	(終期が3年を超える場合の理由)
補助事業者による 情報の公表 当該事業が新潟市の補助を受けて実施している旨を表示 [媒体] 広報チラシ・ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 電 話 025-226-1281		〔内容〕
広報チラシ·ホームページ等 福祉部 地域包括ケア推進課 担当部署 電 話 025-226-1281	補助事業者による	
福祉部 地域包括ケア推進課 担当部署 電 話 025-226-1281	情報の公表	〔媒体〕
担当部署 電 話 025-226-1281		広報チラシ・ホームページ等
		福祉部 地域包括ケア推進課
e-mail houkatsucare@city.niigata.lg.jp	担当部署	電 話 025-226-1281
		e-mail houkatsucare@city.niigata.lg.jp